破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４９２号
北海道上川郡和寒町字福原236番地
破産者　井戸川峰行
1　破産債権の届出期間　平成25年６月７日まで
2　一般調査期日　平成25年７月31日午後３時40分
平成25年５月８日　　旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１０３号
大阪府枚方市北山１丁目23番36号
破産者　川端　義雄
1　破産債権の届出期間　平成25年６月11日まで
2　一般調査期日　平成25年７月16日午後３時
平成25年５月９日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１５号
大阪市生野区巽東３丁目９番24号　シーマックイースト501号
破産者　大西　芳朗
1　破産債権の届出期間　平成25年６月12日まで
2　一般調査期日　平成25年７月22日午後３時
平成25年５月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３号
愛媛県西条市新町397番地６
破産者　藤原いずみ
1　破産債権の届出期間　平成25年６月27日まで
2　一般調査期日　平成25年８月５日午前10時
平成25年５月９日　松山地方裁判所西条支部

平成２５年（フ）第５７号
京都市北区衣笠馬場町46番地７
破産者　株式会社エフ・プラネット
1　破産債権の届出期間　平成25年６月28日まで
2　一般調査期日　平成25年８月６日午後３時
平成25年５月９日
京都地方裁判所第５民事部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２５年（フ）第２３４号
大阪府門真市大字桑才171番地１
破産者　有限会社山岸精肉店
異議申述期間　平成25年６月26日まで
平成25年５月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２３５号
大阪市鶴見区横堤５丁目11番30―301号
破産者　岸部　昇平
異議申述期間　平成25年６月26日まで
平成25年５月８日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可決定

平成２４年（フ）第３５０号
愛知県江南市藤ヶ丘７丁目１番地２　江南団地214棟201号
破産者　菱川　邦廣
1　決定年月日　平成25年５月８日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

再生手続終結

平成２１年（再）第４６号
大阪府東大阪市川俣３丁目３番29号
再生債務者　株式会社ティグラ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成25年５月７日
大阪地方裁判所第６民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第１号
静岡県浜松市南区瓜内町203―１　エレンシア501号、住民票上の住所長野県伊那市仙美7878番地８
再生債務者　合津　昌幸
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月19日から平成25年７月10日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２５年（再イ）第２１号
神奈川県小田原市千代544番地の１　ピアフォンテーヌＡ101
再生債務者　中村　匡希
1　決定年月日時　平成25年５月７日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月28日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月11日から平成25年６月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２５年（再イ）第４号
埼玉県草加市吉町３丁目６番36号
再生債務者　三和　　博
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月12日から平成25年６月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第２４号
埼玉県川越市大字木野目325番地11
再生債務者　大槻　　忍
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月12日から平成25年６月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第６０号
名古屋市中川区富田町大字千音寺字十六割3727番地の１
再生債務者　上ノ園隆司
1　決定年月日時　平成25年５月８日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月29日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月５日から平成25年６月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（再イ）第２号
北海道室蘭市柏木町３番７号
再生債務者　高橋　靖彦
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月13日から平成25年６月20日まで
札幌地方裁判所室蘭支部再生係

平成２５年（再イ）第７号
愛知県一宮市浜町６丁目７番地　ライオンズ一宮ブライトマークス802号
再生債務者　橋本　昭仁
1　決定年月日時　平成25年５月９日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月30日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月６日から平成25年６月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（再イ）第１９７号
神奈川県相模原市緑区橋本３―20―６―702
再生債務者　遠藤　俊吾
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月18日から平成25年７月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２０５号
千葉県船橋市東船橋７―17―15―205
再生債務者　石田　充久
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月18日から平成25年７月９日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（再イ）第２１７号
東京都中野区本町３―３―11―201
再生債務者　柳　　俊行
1　決定年月日時　平成25年５月７日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年６月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年６月18日から平成25年７月９日まで
東京地方裁判所民事第20部